

税の申告は正しくお早めに…

申告は2月16日(木)から生涯学習まちづくりセンターで受付開始

所得税(国税)や市県民税(地方税)は、個人が前年中に得た所得に対して課税されます。所得税の確定申告は西脇税務署で、市県民税の申告は生涯学習まちづくりセンターで、2月16日(木)から3月15日(木)の期間に受け付けます。申告に必要な書類をあらかじめご準備のうえ、お早めにお済ませください。

所得税・市県民税の申告の受付が始まります

市県民税の申告が必要と思われる方には、2月上旬に市県民税申告書をお送りします。下表のとおり町ごとに相談日を設けていますのでご利用ください。

なお、所得税の確定申告をされた場合は、市県民税の申告は必要ありません。

申告の際には、昨年中の収入がわかる書類、各種控除証明書、印鑑などをお持ちください。

◆申告期間

2月16日(木)～3月15日(木)
午前9時～午後4時
※土・日曜日は受け付けできません。

◆申告会場

生涯学習まちづくりセンター
(西脇市西脇771-7)

※平成23年中に収入がなかった場合でも、国民健康保険税などの基礎資料、所得証明書、非課税証明書の発行資料として申告が必要です。※申告書が届かなかった場合でも、収入の状況が変わった方は、申告が必要になります。

市県民税の休日申告相談を実施します

平日(月～金曜)以外でも3月4日(日)は、市県民税の申告相談・受付を行います。
なお、西脇税務署は、土・日・祝日は閉庁しています。
◆問合せ 税務課課税担当
(市役所内線243)

受付時間/9:00～16:00

月日	相談対象町	月日	相談対象町
2月16日(木)	落方町 水尾町 岡崎町 上王子町	3月1日(木)	下戸田 嶋 西嶋 蒲江
17日(金)	明楽寺町 合山町 出会町 八坂町	2日(金)	上野 上戸田 津万 大垣内 寺内 坂本
20日(月)	黒田庄町 喜多・大門・津万井・福地・門柳	4日(日)	平日に来られない方
21日(火)	黒田庄町 岡・大伏・西澤・石原・田高	5日(月)	大野 小坂町
22日(水)	黒田庄町 船町・小苗・黒田・前坂	6日(火)	和布町 板波町 谷町
23日(木)	比延町 鹿野町 塚口町	7日(水)	高松町 平野町 高田井町
24日(金)	上比延町 中畑町 住吉町 高嶋町 堀町	8日(木)	和田町
27日(月)	郷瀬町 富吉南町	9日(金)	野村町
28日(火)	富田町 日野町 前島町 西田町	12日(月)	東本町 南旭町 山手町 豊川町 中本町
29日(水)	富吉上町 市原町 大木町 野中町 羽安町	13日(火)	上本町 仲之町 戎町 北本町 南本町
		14日(水)	今までに来られなかった方
		15日(木)	今までに来られなかった方



台風12号で被害を受けた方へ

台風12号で住宅や家財などに損害を受けた方は、被害の状況により所得税や市県民税の計算をする際に、損害額を所得から差し引くことができます。

対象となる資産は…
自分の資産だけでなく、生計が同じ配偶者・その他の親族で、平成23年の総所得金額の合計額が38万円以下の方の資産も対象となります。

申告に必要なもの
・被害を受けた住宅の取得年月日、床面積がわかるもの
・受け取った保険金の金額が

わかる書類
・り災証明書の写し
・源泉徴収票など確定申告関係の書類

寄附金・義援金を払った方へ

東日本大震災被災地の県・市町村に寄付した場合や、日本赤十字社や中央共同募金会、新聞社などの募金団体、日本政府などに義援金として寄付した場合は「ふるさと寄附金」として所得税と市県民税で控除が受けられます。

申告に必要なもの
申告書に寄附金控除に関する事項を記入し、次のいずれかの書類を添付するか、提示

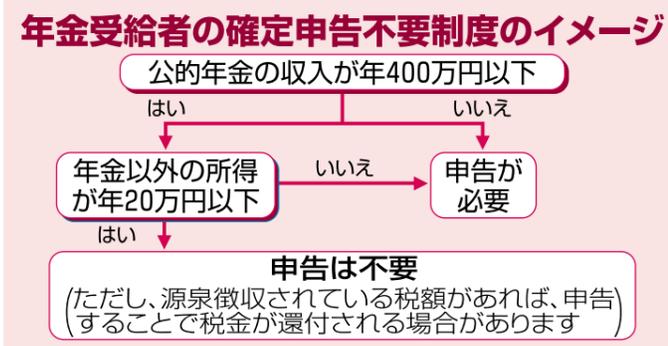
してください。
・地方公共団体や募金団体が発行した受領証、預り証、または領収証
・振込依頼書の控えまたは郵便振替の半券と、それに記載の口座が義援金等の専用口座であることが確認できる新聞記事、募金要綱等の写し
※日本赤十字社・中央共同募金会の場合は振込依頼書の控えまたは郵便振替の半券のみで可
・寄附者の住所、氏名、寄附金額が記載された新聞記事

年金収入400万円以下の場合…

公的年金の収入金額が40万円(2ヵ所以上ある場合は、その合計額)以下で、かつ、公的年金以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書(税務署)の提出が必要になります。

この場合でも、医療費控除や寄附金控除などで所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

なお、公的年金以外の所得金額が20万円以下で、所得税の確定申告書の提出が不要の場合でも、市県民税の申告が必要な場合があります。



市県民税の主な改正点(24年度以降) 年少扶養控除の廃止

子ども手当の創設に伴い、年少扶養親族(16歳未満の扶養親族をいいます。)がいる方の税額を計算する際に適用されている33万円の扶養控除が廃止になります。

特定扶養控除の縮小

高等学校の授業料無料化に伴い、特定扶養親族(16歳以上19歳未満の方に限ります。)がいる方の税額を計算する際に適用されている控除額45万円が33万円に縮小されます。

同居の特別障害者加算の方式変更

扶養親族や控除対象配偶者で「同居の特別障害者」がいる方の税額を計算するときには、これまで扶養控除(33万円等)または配偶者控除(33万円等)の額に23万円加算していましたが、年少扶養親族(16歳未満の扶養親族をいいます。)の控除の廃止によって、特別障害者控除(30万円)の額に23万円加算する方式へ変更になります。

寄附金税額控除の適用下限額

平成23年1月1日以後に支払う寄附金から市県民税寄附金税額控除の適用下限額が、5千円から2千円に引き下げられます。寄附金控除の対象となる寄付をした場合、2千円を超える部分について控除を受けることができます。

配当所得・譲渡所得等の軽減税率の延長

上場株式等の配当所得と譲渡所得等の10%軽減税率(所得税7%、市県民税3%)が、平成25年12月31日まで延長されます。

Q 配偶者控除の要件を教えてください。

A 生計が同じ配偶者の年間合計所得が38万円以下であれば適用できます。また、配偶者が70歳以上の場合は一定額が加算されます。なお、配偶者の所得が38万円以上76万円以下の場合は、配偶者特別控除が適用できます。

Q 収入は年金のみですが、申告の必要はありますか？

A 年金収入が400万円以下の場合は確定申告の必要はありませんが、所得税が源泉徴収されている場合には、申告することで税の還付を受けられる場合があります。また、遺族年金や障害者年金を受給されている方は、市県民税の申告が必要となる場合があります。

e-Taxを利用して所得税を申告すると…

最高4,000円の税額控除を受けることができます(22年分までの申告で適用受けられた方を除く)。
医療費の領収書や源泉徴収票などの提示・提出を省略できます(23年分の確定申告期限から5年間、税務署から書類の提出を求められることがあります)。
還付金の受け取りが早くなります(3週間程度に短縮)。

税理士による無料申告相談

個人事業者の方を対象に税理士による無料申告相談会場が、次の日程で開設されます。

- 市民会館 2月17日(金) 2月27日(月)
- コミュニティセンター 黒田庄地区会館 2月21日(火)
- 野村町公民館 2月22日(水)

受付は各会場とも午前9時半から午後4時です。

◆問合せ 西脇税務署個人課税第1部門 (☎22-031010)

※所得税の確定申告の相談、申告書の受付は、2月16日(木)～3月15日(木)